

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

歩行者利便増進道路

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

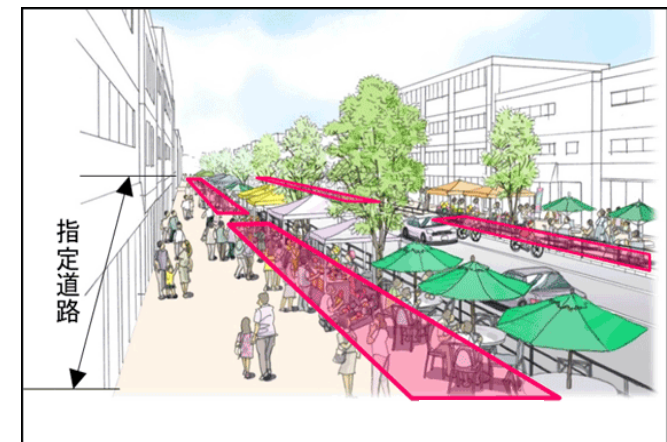
- 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設



県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案

- 指定する道路の構造基準を策定
 - 1 歩行者利便増進道路に設ける部分
⇒歩行者の滞留の用に供する部分を設けます。
 - 2 歩行者利便増進施設等を設置する場所
⇒歩行者利便増進施設等（広告塔、標識、食事施設、自転車駐車器具、イベント施設等）を設置する場所を、必要に応じて確保します。
 - 3 道路移動等円滑化基準（バリアフリー化基準）への適合
⇒バリアフリー化基準に適合する構造とします。

〔イメージ〕



（イラストの出典：国土交通省資料）